

久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金交付  
要綱

令和2年9月17日  
告示第59号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けイベント等が中止、延期になる中で、感染予防対策を十分講じたうえで実施される、新たな生活スタイルを提案するイベントの開催を支援することによって、地域の賑わいを再生し、活力と潤いのある住民生活を取り戻すことを目的として、予算の範囲内で補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、久万高原町補助金交付規則（平成16年久万高原町規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 交付の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町内でイベントを主催しようとする法人、個人事業主及び団体
- (2) その他町長が認めるもの

(交付の対象とならないもの)

第3条 次の各号に掲げるものにあつては、交付の対象とならない。

- (1) 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行うもの
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団の構成員等に該当するもの

- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨、目的に照らして適当でない町長が判断するもの

(交付の対象イベント)

第4条 交付の対象とするイベントは次の各号に掲げるいずれも満たすものとする。

- (1) Withコロナに対応し、感染症予防対策を十分に講じたうえで、賑わい再生と交流人口の回復を目的として開催されるイベントであって、町のイメージアップにつながるもの
- (2) 住民を参加対象としたもの
- (3) 令和3年2月28日までに完了するもの
- (4) 事業費が10万円以上のもの
- (5) 収益の確保のみを目的としないもの
- (6) 他から補助金等の交付を受けないもの

2 地域社会が恒例で行うイベントは対象外とするが、前項各号を満たしたした新しい形のイベントはその限りでない。

(交付の対象経費)

第5条 交付の対象経費は、イベントに要するものであって次の各号に掲げるのとおりとする。

- (1) 謝礼、賃金、報償費、旅費、宿泊費、消耗品費、燃料費、食糧費（スタッフ用の弁当、会議のお茶代等）、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告費、手数料、保険料、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費その他町長が本事業の趣旨にふさわしいと認めるものとする。
- (2) 謝礼は、1人1日あたり5万円を限度とする。
- (3) 賃金は、1人1日あたり1万円（旅費を含む）を限度とする。
- (4) 旅費、宿泊費は、久万高原町職員の旅費に関する条例（平成16年久万高原町条例第49号）に準じるものとする。
- (5) 備品購入費は、5万円を上限とする。
- (6) 委託料は、イベントの一部の委託業務に限るものとする。
- (7) 交付の対象経費は、原則として町内の事業所を使用するものとするが、取扱いがないなどやむを得ない理由がある場合はその限りでない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の10分の10又は100万円のいずれか低い額とする。
- (2) 補助金の額に千円未満の金額が発生した場合は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 見積書の写し
- (3) イベント会場見取図
- (4) 誓約書(様式第3号)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、補助金の交付決定をしたときは申請者に対し、その決定の内容及び条件を、久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助事業の変更、中止)

第9条 前条の補助金交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業を変更又は中止しようとするときは、久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業変更(中止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出して、変更又は中止の決定を受けなければならない。ただし、町長が軽微な変更で特にその必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 補助事業を変更しようとするときは、前項の久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業変更承認申請書に事業変更計画書(様式第6号)を添付しなければならない。

(補助事業の変更、中止の承認)

第10条 町長は、前条の規定による承認申請があつたときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業変更（中止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第11条 町長は、補助事業の実施上必要があると認めたときは、当該補助事業の完了前に補助金決定額の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者が前項による概算払を受けようとするときは、久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金概算払請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業完了後2週間以内に久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書（様式第10号）
- （2） 領収書の写し
- （3） 写真
- （4） その他参考となる書類

（完成検査）

第13条 検査を行う職員（以下「検査職員」という。）は、前条に規定する実績報告の提出を受けてから1週間以内に事業の完成を確認するための必要な検査を行うものとする。

2 検査職員は、完成検査を終えた場合は、検査復命書を作成し、町長に提出しなければならない。

（検査職員）

第14条 検査職員は、久万高原町職員の職の設置に関する規則（平成16年久万高原町規則第25号）第3条に規定する班長以上の職にある職員のうちから命ずるものとする。ただし、検査の対象が軽易なもの又は検査業務の集中等により検査に支障が生じるおそれがあると認められる場合はこの限りでない。

(補助金額の確定)

第15条 町長は、第13条第2項に規定する検査復命書で、補助事業が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると確認したときは、交付すべき補助金の額を確定し、久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金額確定通知書(様式第11号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助事業者は、前条に規定する久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金額確定通知書を受領した後、速やかに久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金精算交付請求書(様式第12号)により、町長へ補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第17条 町長は、前条の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第18条 補助金の交付後に次の各号に掲げる事態が判明した場合、補助事業者は、町長の請求に応じて補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 誓約書の内容に違反した場合
- (3) その他町長が必要と判断した場合

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和2年9月17日から適用する。

様式第1号(第7条関係)

久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業  
補助金交付申請書

年 月 日

久万高原町長 様

申請者

住 所

法人(団体)名

代 表 者 名

印

久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 補助対象事業費 | _____円   |
| 2 | 交付申請額   | _____円   |
| 3 | 添付書類    | (1) 事業計画書<br>(2) 見積書(写)<br>(3) 会場見取図<br>(4) 誓約書<br>(5) その他 |

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

1 趣 旨

2 企 画

3 収支計画

収 入

費 目	金 額（円）	説 明
補助金		
自己負担金		
その他		
計		

支 出

費 目	金 額（円）	説 明
計		

様式第3号（第7条関係）

## 誓 約 書

年 月 日

久万高原町長 様

申 請 者

住 所

法人(団体)名

代 表 者 名

⑩

久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、補助金の交付申請を行うにあたり下記のとおり誓約します。

### 記

- 1 要綱第3条の規定に掲げる交付の対象とならない事業者ではありません。
- 2 補助金の趣旨を理解し、要綱の定めるところに従い、真摯に補助事業を遂行します。なお、要綱第18条各号の規定に基づく事態が判明した場合は、交付決定の全部又は一部の取消し及び交付後の交付金の全部又は一部の返還を受諾します。
- 3 交付申請時に久万高原町の税金、使用料に滞納はありません。
- 4 提出書類は、正確かつ適正に作成し、指示のあった期限内に提出するとともに、関係する書類は5年間保存します。



様式第4号（第8条関係）

久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金  
交付決定通知書

年 月 日

様

久万高原町長



久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり補助金を交付することに決定されたので通知します。

記

1 補助金額 一金 円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、補助事業等の目的以外に使用してはならない。
- (2) 事業完了後、2週間以内に実績報告書を提出すること。
- (3) この補助事業については、町長及び監査委員が検査又は監査することができる。
- (4) 久万高原町補助金交付規則第14条のいずれかに該当するとき又は久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金交付要綱第7条第4号に規定する誓約書の内容に違反した場合は、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。

様式第5号(第9条関係)

久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業変更  
(中止)承認申請書

年 月 日

久万高原町長 様

申請者

住 所

法人(団体)名

代表者名

⑩

年 月 日付け指令第 号で交付決定通知のあった事業について、久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて変更(中止)申請します。

記

1 変更(中止)の理由

2 補助金変更申請額 一金 円

3 添付書類 (1) 事業変更計画書  
(2) 見積書(写)  
(3) 会場見取り図  
(4) その他

様式第6号（第9条関係）

事業変更計画書

1 変更内容

2 変更収支計画

収入

費目	金額（円）		説明
	変更前	変更後	
補助金			
自己負担金			
その他			
計			

支出

費目	金額（円）		説明
	変更前	変更後	
計			

様式第7号(第10条関係)

久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業  
変更(中止)承認通知書

年 月 日

様

久万高原町長



年 月 日付けで申請のあった久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業の変更(中止)について、久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

記

1 承認の内容 事業の変更(中止)

(以下は、変更の場合のみ記載)

2 変更する事業内容

3 変更後の補助金額 一金 円

様式第8号（第11条関係）

久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金  
概算払請求書

年 月 日

久万高原町長 様

申請者

住 所

法人(団体)名

代表者名

印

年 月 日付け指令第 号で交付決定通知のあった補助事業  
について、久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金交  
付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり請求します。

記

概算払請求額	円
交付決定通知額	円
請求未済額	円

様式第9号(第12条関係)

久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業実績報告書

年 月 日

久万高原町長 様

申請者

住 所

法人(団体)名

代表者名

印

年 月 日付け指令第 号で交付決定通知のあった補助事業について、久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 一金 円

2 添付書類 (1) 事業報告書  
(2) 領収書(写)  
(3) イベントの会場、様子がわかる写真  
(4) その他参考となる書類

様式第10号(第12条関係)

## 事業報告書

### 1 実施内容

### 2 収支報告

#### 収入

費目	金額(円)		説明
	予算額	決算額	
補助金			
自己負担金			
その他			
計			

#### 支出

費目	金額(円)		補助対象経費	説明
	予算額	決算額		
計				

### 3 交付対象経費内のやむを得ない理由

様式第11号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

久万高原町長



久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業  
補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった、久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業について、久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額	円
既交付済額	円
差引交付額	円



様式第12号（第16条関係）

久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業  
補助金精算交付請求書

年 月 日

久万高原町長 様

申請者

住 所

法人(団体)名

代表者名

印

年 月 日付け指令第 号で交付決定通知のあった補助金について、久万高原町新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり精算請求いたします。

記

差引精算請求額	円
補助金確定額	円
既交付済額	円